展示会出展に係る実施要領

（趣旨）

第１条　この要領は，高知市又は高知市とれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約を締結する市町村に本社その他これに類するものを有する中小企業者等で生産・製造された製品の販路拡大を目的として，地産外商を推進し，地域事業者の産業活性化に寄与するため展示会への出展実施に関し，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において「中小企業者等」とは，次に掲げる者とする。

(1)　中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第２条に規定する中小企業者

(2)　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に定める一般社団法人又は一般財団法人

（展示会）

第３条　この要領において「展示会」とは，次の展示会とする。

(1)　第38回グルメショー秋2025

(2)　第13回ファベックス関西2025

（出展対象者）

第４条　出展対象者は，高知市に本社その他これに類するものを有する中小企業者等又は同等の活動ができるグループとし，以下に掲げる各号に該当する者とする。

1. 高知市又は高知市とれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約を締結する市町村に本社その他これに類するものを有する中小企業者等で生産・製造された製品のうち，次表に掲げるものの生産若しくは製造を行う者又は取扱いを行う者

|  |
| --- |
| 農産物，畜産物，水産物，加工食品，菓子，酒類，飲料，冷凍食品，惣菜，ベーカリー若しくはデザート等の食品全般 |
| 調理用品・器具，テーブルウェア，容器・包材等，その他食に関わる生活雑貨全般 |
| 各展示会出展対象商品 |

(2)　高知市税の滞納がない者

(3)　県外の販路拡大を目的とし，出展後の営業活動を行うことができる者

(4)　県外に販路拡大する際に必要な卸業者との取引がある者，又は取引を始めることができる者

(5)　県外に販売するために商品コストを設定している者

(6)　出展期間中の全日程，商品説明や商談のために担当者を出展ブースに常駐させることができる者

(7)　原則として出展に係るれんけいこうちブース説明会等に全日程出席できる者

(8)　今回の展示会を通じて成立した商談について，成約件数，物品情報，成約金額等高知市が求める情報を報告できる者

(9)　高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号）第４条各号のいずれにも該当しない者

(10) ｢第38回グルメショー秋2025｣及び「第13回ファベックス関西2025」出展に係る各規程を遵守し，出展特典を積極的に活用できる者

２　前項に掲げる者のほか，高知市とれんけいこうち広域都市圏形成に係る連携協約を締結する市町村に本社その他これに類するものを有する中小企業等又は同等の活動ができるグループであり，前項各号に該当する者として当該市町村から高知市に対し推薦された者も出展対象者とする。この場合において，前項第２号中「高知市」とあるのは，各市町村名に読み替えるものとする。

（募集方法）

第５条　出展対象者の募集に当たっては，展示会出展事業者募集要領に基づいて公募を行うこととする。

（出展条件）

第６条　出展できる者は，展示会出展者審査要領に基づいて採択された中小企業者等又は同等の活動ができるグループ（以下「出展者」という。）とする。

（出展期間）

第７条　出展期間は第３条第１号においては，令和７年９月３日から令和７年９月５日までの３日間とし，第３条第２号においては，令和７年11月26日から令和７年11月28日までの３日間とする。

（出展商品）

第８条　出展商品は，原則，審査を行った商品を展示すること。ただし，ブース内で展示可能な範囲の商品に限る。

（経費負担）

第９条　出展小間料，小間装飾料，小間電気工事（照明・コンセントを含む），給排水工事，共通関連備品（シンク等出展関連備品）に要する経費（以下「出展小間料等」という。）は高知市が負担するものとする。なお，１事業者当たりの小間の広さや展示テーブルの大きさは出展事業者数，ブースの立地，ブース内の設計や商品の構成等により変動することがある。

２　出展者は，出展小間料等以外に出展者の独自備品（冷蔵設備等），使用光熱水費，展示物保険料，商品の搬入・搬出経費，旅費や滞在経費など，商品構成に基づき出展のために必要な経費を負担すること。なお，水道使用料は出展者で均等割の負担とし，電気使用料は使用量に基づく負担とする。

３　その他定めのない事項については，別途協議するものとする。

（実績報告）

第10条　出展者は，出展終了から３か月後，６か月後及び12か月後にそれぞれ速やかに事業成果を高知市に報告しなければならない。

２　第４条第２項に該当する出展者については，原則，推薦を行った市町村を通じて高知市に事業成果を報告しなければならない。

（その他）

第11条　天災地変や社会情勢等の事情から，出展を変更又は中止する場合がある。また，開催期間中においても出展を中断・中止する場合がある。

附　則

この要領は，令和７年５月１日から施行する。